令和7年度 都道府県·政令指定都市 犯罪被害者等施策主管課室長会議

# 地方における途切れない支援の提供体制の強化

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課



### 「犯罪被害者等施策の一層の推進について」

(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、 その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援 を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施

#### 1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、1年以内をめどに、民事損害賠償額も見据えて、犯罪被害給付制度に関する以下の項目について検討を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施

- 算定方法見直しによる給付水準の大幅引上げ
- 仮給付制度の運用改善

#### 2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ 包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることがで きるよう、1年以内をめどに、犯罪被害者等支援弁護士制度 の導入に向けた具体的検討・関係機関等との調整を行って結 論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施 策を実施

#### 3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の一層の推進のため、国家公安委員会・ 警察庁において、以下の取組を実施を通じて、司令塔として の総合的な調整を十分実施

- 警察庁の体制強化
- 犯罪被害者等施策の進捗状況の点検・検証・評価を行 うための関係府省庁連絡会議の開催

#### 4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、1年以内をめどに、ワンストップサービスの実現に向け、以下の項目について(国による人材面・財政面での支援、DXの活用も含め)検討を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施

- 地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化
- 関係機関・団体との連携・協力の一層の充実

#### 5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

関係府省庁において、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる制度について、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを要請、又は犯罪被害者等も利用し得ることを周知

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としての カウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険 医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けた議論 を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施

#### 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会取りまとめ(概要)

#### 開催経過・構成員

#### (開催経過)

令和5年9月(第1回)~令和6年4月(第8回)

(有識者) ※ 敬称略・五十音順、◎:座長

◎伊藤 冨士江 元上智大学総合人間科学部教授

太田 達也 慶應義塾大学法学部教授

武 るり子 犯罪被害者遺族

野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授 前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授

和氣 みち子 公益計団法人全国被害者支援ネットワーク理事

(**関係府省庁**) 警察庁、内閣府、こども家庭庁、総務省 法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(事務局)警察庁

#### 第1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

- 【国】~犯罪被害者等施策の総合的立案・実施
  - ・地方公共団体への助言、施策等の情報提供、手引き等の作成、研修等
  - ・民間被害者支援団体への情報提供 ・地方公共団体等に対する必要に応じた財政上の措置

【都道府県】〜域内の犯罪被害者等施策の総合的推進

多機関ワンストップサービスの中核的役割

【市区町村】〜域内の犯罪被害者等施策の推進

生活支援のための各種制度・サービスの実施主体

【都道府県警察】~犯罪被害者等のニーズを第一次的に把握

ニーズに応じた関係機関への情報提供・橋渡し

【民間被害者支援団体】〜民間の強みを活かした柔軟・迅速な支援 初期から中長期にわたる支援

【その他の関係機関・団体】

#### (共通)

- ・多機関ワンストップ サービスに参画
- ・犯罪被害者等のニーズ を踏まえた支援の提供

#### 第2 地方における途切れない支援の提供体制の構築

- 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化
  - · 条例制定・計画策定の促進
  - → **方策**:制定・策定の意義や実効的な事項等の**情報提供の充実**
  - ・ 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化
  - **→ 方策** :連携強化等に関する<mark>好事例、先進的取組の紹介</mark>
- 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現
  - ・ 多機関ワンストップサービスの在り方(右図参照)
  - ・ 機関内ワンストップサービスの在り方
  - → 方策: 地方公共団体職員向け研修の実施・研修素材の提供

コーディネーター向け専門的研修の実施 地方公共団体アドバイザーの配置・運用

専門的知見・ノウハウの活用

手引きの作成・提供

ワンストップサービス実現のための<mark>援助の検討</mark>

#### 先進的な都道府県の取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み(例) 犯罪被害者等 ①相談・問合せ ⑧支援の提供 被害申告等 ③面談を実施し ⑦支援計画 ニーズ把握・ の説明 ⑥支援計画の決定 同意取得を行う 犯罪被害者等支援調整会議 相談等受理機関・団体 警察 供数数 ※全ての個別事案について開催されるものではな。 コーディネーターが必要と判断した場合に開催 すのの ④会議開催の 民間被害者 心度関 必要性を判断 都道府県 支援団体 ②情報集約 居住地の ⑤支援計画案 犯罪被害者等 総合的対 都道府県 (犯罪被害者等 の作成 市区町村 早期援助団体 の同意が前提) 会議の招集 4機関・団体 性犯罪・性暴力被害者の 7応窓口) ためのワンストップ支援ヤンター ⑨支援の アドバイザー 弁護士 検察庁 市区町村 関係機関 進捗確認 機能の発揮 支援計画の コーディネーターが必要 と認める機関・団体 見直し (国) 地方公共団体アドバイザー

#### 第3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化

- 地方における支援制度・サービスの活用・充実強化
  - ・ 既存の各種制度・サービスの活用
  - ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化
  - → 方策: 提供する機関・団体間の連携強化、制度・サービスの継続的な周知

特化制度・サービスの導入検討に資する情報の集約・提供

#### ○ 犯罪被害者等支援におけるDX推進

- ・ 犯罪被害者等の負担軽減、支援者の利便性向上
- → **方策**: 犯罪被害給付制度の裁定申請等**手続のオンライン化**

犯罪被害者等のためのポータルサイトの充実

オンライン面接等の活用

支援者向けのポータルサイトの開設

支援者向け研修におけるオンラインの活用

# 第1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

## 〇 都道府県

- 域内の犯罪被害者等施策の総合的推進
- 多機関ワンストップサービスの中核的役割

## 〇 市区町村

- 域内の犯罪被害者等施策の推進
- 生活支援のための各種制度・サービスの実施主体

## ◎ 社会的基盤の充実強化

## 〇 条例制定・計画策定の促進

- 域内において総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を推進
- 犯罪被害者等が利用できる支援制度・サービス等を住民に示す

## ◎ 社会的基盤の充実強化

- 〇 連携強化のための会議体の設置
  - 関係機関・団体が各層において顔が見える関係作り
  - 地域における支援の現状、課題の把握
  - 各機関等が持つ支援制度・サービスについて情報交換
  - 基本認識等を共有、相互理解を深める



支援の現場における対応能力の向上と連携を強化

## ◎ ワンストップサービスの実現

〇 複数の異なる機関・団体で構成される 多機関ワンストップサービス



コーディネーター

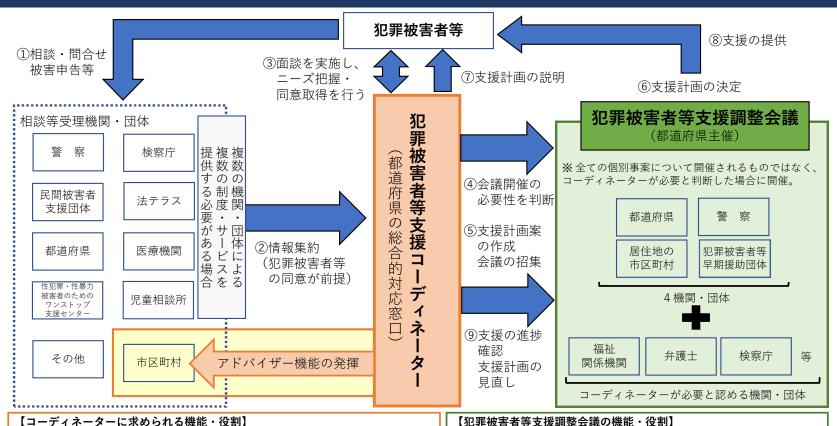


〇 一つの機関・団体内における 複数の部署で構成される 機関内ワンストップサービス



総合的対応窓口

### 先進的な都道府県の取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み(例)



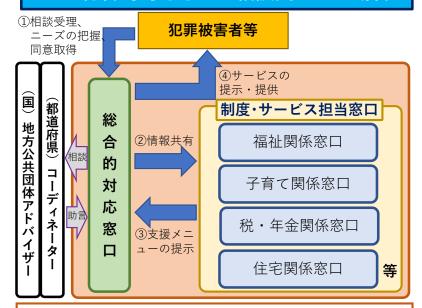
#### 【コーディネーターに求められる機能・役割】

- 個別事案の支援全体のハンドリング
  - 多機関連携で対応する必要がある犯罪被害者等の情報を受理。
  - ・ 犯罪被害者等と面談し、ニーズを一元的に把握、多機関連携への同意取得。
  - 支援調整会議の開催の必要性を判断し、支援計画案を作成。
  - 支援調整会議を招集・開催し、検討・調整の上、支援計画を取りまとめ。
  - ・ 支援の進捗状況やニーズの変化を定期的に確認し、支援計画の見直し。
- 市区町村に対するアドバイザー
  - 市区町村の総合的対応窓口担当者等からの相談への助言。

- コーディネーターのリーダシップの下
  - 個別事案の支援の検討・調整、支援計画の決定 関係機関等が集まり、犯罪被害者等のニーズを共有。 支援計画案を基に参加機関等が提供する支援を協議。 支援計画の決定。
- 支援の進捗報告、支援計画の見直し決定 支援の進捗状況の定期的な報告。 支援計画の見直しを決定。

### 市区町村における機関内ワンストップサービスの仕組み②(例)

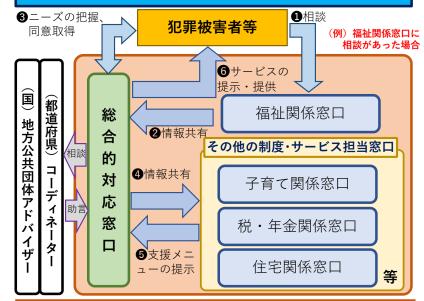
### ● 総合的対応窓口が相談受理した場合



#### 【総合的対応窓口が相談受理した場合の対応例】

- ① 相談受理時にニーズを一元的に把握、情報共有の同意取得
- ② 支援可能性のある制度・サービス担当窓口に情報共有
- ③ 総合的対応窓口の下で、提供可能な制度・サービスを調整
- ④ 総合的対応窓口が包括して、制度・サービスを提示、担当窓口と連携して支援を実施

### ● 総合的対応窓口以外が相談受理した場合



#### 【総合的対応窓口以外が相談受理した場合の対応例】

- 1 相談受理(状況、ニーズの把握)、総合的対応窓口に対する 情報共有の同意取得
- 2 総合的対応窓口に情報共有
- 3 ニーズの把握(必要に応じて再面談)、情報共有の同意取得
- 4 支援可能性のある制度・サービス担当窓口に情報共有
- 5 総合的対応窓口の下で、提供可能なサービスを調整
- ⑥ 総合的対応窓口が包括して、制度・サービスを提示、担当窓口 と連携して支援を実施

#### 【配慮すべき事項】

- 面談をする際には、人目の付かないところで実施するなどプライバシーに配意。
- 「情報共有の範囲を丁寧に」設定し、同意を得る際には、丁寧な説明と十分な意思疎通を。
- 複数の手続が必要な際は、犯罪被害者等は同じ場所で、担当者が入れ替わって順次実施。

- 犯罪被害者等支援コーディネーターの配置・活用
  - 構成する機関・団体や犯罪被害者等から得た情報に基づき
    - → 犯罪被害者等のニーズの把握
    - → 支援のパッケージ化
    - → 支援全体のハンドリング
      - ~ 機関・団体間の調整等
  - アドバイザーとしての機能・役割も期待
    - ~ 市区町村の総合的対応窓口担当者等からの相談への助言等
- ※ 都道府県や市区町村が提供する生活を支援するための各種制度・サービスのうち、 特に保健医療・福祉分野に関するものの知見も有していることが望ましい
- ※ 社会福祉士、精神保健福祉士等、福祉に関する専門的な資格を有する者であれば、より望ましい

## 〇 犯罪被害者等支援調整会議(仮称)の在り方

目的:情報共有、機関相互の調整、計画の進捗管理、修正等

実施主体:都道府県(多機関ワンストップサービスの中核)

開催判断:コーディネーター

被害の種類やニーズ、複数の制度・サービス

• 参加者 : 都道府県

犯罪被害者等が居住する市区町村

都道府県警察

民間被害者支援団体

ニーズに対応した支援を提供できる機関・団体

## 第3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化

- ◎ 地方における支援制度・サービスの活用・充実強化
- 〇 既存の各種制度・サービスの活用
  - 保健医療・福祉分野を始めとする既存の制度・サービスの確実な活用
  - ▶ ワンストップサービスを効果的に機能
- 〇 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化
  - ▶ 多岐にわたるニーズ~既存の制度等のみでは対応できない場合
    - → 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの一層の充実強化
    - → 支援対象の範囲は、犯罪被害者等のニーズや当該制度等の趣旨等 を踏まえて適切に判断

# 警察庁の取組状況

- 〇 条例に関する手引の作成・発出
  - 「犯罪被害者等施策推進のための条例・計画~最近の動向・ポイント~」
- 〇 地方公共団体アドバイザーの配置・運用
- 〇 犯罪被害者等支援補助金による財政的支援
  - ⇒ 多機関ワンストップサービス体制の構築・運用へ
- 〇 ワンストップサービスの手引の作成・発出
  - 「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」
- 〇 研修の実施・素材提供
  - 市区町村の総合的対応窓口担当者向けの会議
  - コーディネーターに向けた専門的な研修(R7.6実施予定)
  - オンデマンド研修教材の作成等
- 〇 ウェブサイトの充実
  - 警察庁ウェブサイトに犯罪被害者等支援制度・メニューの検索機能の追加等(R7.6掲載予定)

# 第5次犯罪被害者等基本計画(仮称)策定スケジュール

### [令和7年]

### 1月31日 基本計画策定・推進専門委員等会議

- ・ 第4次基本計画の評価(案)の検討
- ・ 聴取した要望・意見の整理
- 第5次基本計画(仮称)策定に向けた論点 (案)の検討

### 3月5日 基本計画策定・推進専門委員等会議

- 論点の検討(1回目)
  - 基本計画の構成及び検証・評価の方法
  - -加害者による損害賠償責任の履行促進 及び損害賠償請求等の負担軽減

### 4月頃 基本計画策定·推進専門委員等会議

- 論点の検討(2回目)
  - -刑事手続等における被害者参加の確保等
  - 犯罪被害者等に対する総合的な支援の 充実・強化(1回目)

### 5月頃 基本計画策定·推進専門委員等会議

- ・ 論点の検討(3回目)
  - 犯罪被害者等に対する総合的な支援の 充実・強化(2回目)

### 6月~9月頃 基本計画策定・推進専門委員等会議

- 計画案文の検討[4回程度]
- ・ 関連する政府計画・政府の取組についての 説明聴取(性犯罪、交通事故等)

### 10月頃 犯罪被害者等施策推進会議

- 第4次基本計画の評価
- 第5次基本計画(仮称)案骨子の決定

# 10月~11月頃 基本計画案骨子に対する意見募集 (パブリックコメント)

### 12月頃 基本計画策定・推進専門委員等会議

- 第5次基本計画(仮称)案の検討
- 児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価

### 〔令和8年〕

### 1月頃 基本計画策定・推進専門委員等会議

第5次基本計画(仮称)案の確定

### 3月 犯罪被害者等施策推進会議

- 第5次基本計画(仮称)案の決定
- ・ 児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童 の保護施策の実施状況に係る検証・評価

#### 閣議

第5次基本計画(仮称)閣議決定

## 寄り添って 周囲でつむぐ 理解の輪

※令和6年度犯罪被害者等支援に関する標語



犯罪被害者等支援 シンボルマーク 「ギュっとちゃん」

# 警察庁(犯罪被害者等施策HP)

https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html